

障がい福祉ガイドブック



御前崎市マスコットキャラクター
なみまる ふうちゃん

御前崎市役所 福祉課

〒437-1692 御前崎市池新田 5585

電話 0537-85-1121

相談窓口

手帳

医療費の助成

手当・扶助費

障害福祉サービス

日常生活の支援

外出・交通手段の援助

手話通訳・要約筆記奉仕員の派遣

年金・税の減免・割引など

各種相談・成年後見人

災害に備える

相 談 窓 口

- 市役所福祉課障がい支援係 ● 相談支援事業所 ● 障がい等地域生活相談室
- 御前崎市社会福祉協議会 ● こころの健康相談 3

1. 手帳

- 身体障害者手帳 ● 療育手帳 ● 精神障害者保健福祉手帳 4

2. 医療費の助成

- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療） 5
- 重度障害者（児）医療費 助成 6
- 精神障害者（児）医療費 助成 6

3. 手当・扶助費

- 特別障害者手当 ● 障害児福祉手当 8
- 特別児童扶養手当 8
- ねたきり者（児）介護扶助費 9

4. 障害福祉サービス

- サービスの種類 10
- 手続きの流れ 11

5. 日常生活の支援

- 補装具費の支給 12
- 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の助成 12
- 日常生活用具の給付 13
- 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 14
- 住宅改造費の助成 14
- 日中一時支援事業 15
- 身体障害者デイサービス事業 15
- 身体障害者訪問入浴サービス 15
- 難病患者等介護者リフレッシュ事業 16
- 介護機器（車イス）貸与事業 16
- “赤い羽根”ささえあいサポーター事業 16

6. 外出・交通手段の援助

- 心身障害者（児）福祉施設通所者通所費助成 17

● 有料道路における障害者割引制度	1 7
● 移動支援事業	1 8
● 自動車免許取得費の助成 ● 自動車改造費の助成	1 8
● 介助用自動車購入等の助成	1 9
● 福祉タクシー助成券の交付	1 9
● 交通機関の運賃割引	2 0
● 重度心身障害者（児）タクシー料金の助成	2 0
● 静岡県ゆずりあい駐車場 利用証の交付	2 0
● 駐車禁止除外標章の交付	2 0
● 福祉車両の貸し出し	2 1

7. 手話通訳・要約筆記奉仕員の派遣

● 手話通訳者の派遣 ● 要約筆記奉仕員の派遣	2 2
● 手話奉仕員養成講座	2 2

8. 年金・税の減免・割引など

● 障害年金 ● 特別障害給付金	2 3
● 各種税の減免など	2 3
● NHK 放送受信料の減免制度	2 4
● 電話番号案内の無料利用（NTT ふれあい案内）	2 4
● 後期高齢者医療制度の障害認定	2 4

9. 各種相談・成年後見人について

● 障がい者の差別に関する相談	2 5
● 成年後見制度 ● 民生委員・児童委員、主任児童委員	2 5
● 身体障害者相談員	2 5

10. 災害に備える

● 避難行動要支援者名簿への登録	2 6
------------------	-----

その他の福祉課の事業

● 生活困窮者自立相談支援・生活保護 ● 女性相談	
● 人権擁護委員・特設人権相談	2 7



----- 相 談 窓 口 -----

御前崎市役所 福祉課 障がい支援係

TEL : 0537-85-1121

市の障がい者福祉についての総合窓口。手帳の申請や手当の給付、障害福祉サービスの給付など、各種福祉サービスの申請受付や相談を行っています。

相談支援事業所

障がいを持つ方やその家族から、日常生活の悩み事や福祉サービスの利用などについて相談に応じます。

- 身体に障がいがある方 **和松会障害者生活支援センター** TEL : 0537-73-2662
- 知的・発達に障がいがある方 **東遠地区生活支援センター** TEL : 0537-35-2971
- 精神に障がいがある方 **生活支援センターいつでもおまえざき** TEL : 0537-85-5055

障がい等地域生活相談室（月 2 回）

※要予約 TEL : 0537-85-1121（御前崎市福祉課）

乳幼児・学齢・成人までの知的障がい・発達障がいをお持ちの方やその家族からの相談に応じます。

日時 毎月第 1・3 金曜日（変更の可能性有） 9：00～16：00 のうち 1 時間程度

場所 御前崎市役所西館

相談員 東遠地区生活支援センター相談員（社会福祉士）※市より委託

御前崎市社会福祉協議会（日常生活自立支援事業）

TEL : 0548-63-5294

精神や知的に障がいのある人、認知症高齢者などで日常生活に不安のある人達を対象に、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理に関する相談・支援を行っています。

こころの健康相談日

【窓口】福祉課 障がい支援係 TEL : 0537-85-1121

こころの病気（うつ病・アルコール依存症・統合失調症・ひきこもり・思春期の問題など）に関する悩みや心配ごとについて、精神保健福祉士が無料で相談に応じます。

日時 月 1 回（年 12 回） 午後 ※相談時間は 1 時間程度

※開催日については HP 等で確認いただくか、お問い合わせください。 ※要予約

場所 御前崎市役所 3 階会議室 等

また、下記の相談支援事業所でも相談に応じます。

生活支援センターいつでもおまえざき 御前崎市池新田 4984-1

TEL : 0537-85-5055（祝日を除く月～金 9～17 時）

1. 手帳

身体障害者手帳

対象 上肢・下肢・体幹・目・耳・言語・心臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・腎臓・肝臓に障がいのある方、または免疫機能に障がいを有し、日常生活に著しく制限を受けている方

等級 1～7級の区分があります。手帳が交付されるのは1～6級です。

再認定 手帳に記載されている再認定年月日までに申請が必要です。

療育手帳

対象 児童相談所・知的障害者更生相談所において知的に障がいがあると判断された方

等級 A1～3とB1～3の区分があります。

更新 手帳に次の判定年月が記載されているときは、その月までに再判定を受けてください。

精神障害者保健福祉手帳

対象 統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病などの精神疾患を有し、長期的に日常生活または社会生活への制約がある方

※知的障がいは除く ※初診から6ヶ月以上経過している方が対象

等級 1～3級の区分があります。

更新 手帳の有効期限は2年間（有効期限の3か月前から更新手続きができます。）

■新規申請について

【窓口】福祉課 障がい支援係

必要なもの	身体	療育	精神
① ※身体障がいの方のみ 県知事の指定した医師の診断書	○	×	×
② ※精神障がいの方のみ 精神障害者保健福祉手帳用の診断書（3か月以内のもの）もしくは障害年金証書	×	×	○
③ 写真1枚 （上半身、無帽、無背景、縦4cm 横3cm、6か月以内のもの）	○ 1年以内	○	希望する 方のみ
④ 認印	○	○	○
⑤ マイナンバーの分かるもの（通知カード等）	○	○	○

以下のようなときは、福祉課に届け出てください。

- ・手帳を紛失・破損したとき
- ・住所・氏名が変更になったとき
- ・新たな障がい加わったり、障がいの程度が変わったとき

2. 医療費の助成

自立支援医療（更生医療・育成医療）

【窓口】福祉課 障がい支援係

対象 更生医療…18歳以上で、障がい除去・軽減する手術等の治療によって、確実な効果が期待できる方

育成医療…医療開始時において18歳未満で、身体に障がいがあったり、現存の疾患を放置すれば将来的に障がいを残すと認められる方。確実な効果が期待できるものが対象。

内容 角膜手術、関節形成術、人工内耳埋込術、心臓手術、血液透析など

自己負担 医療費の1割を自己負担していただきます。ただし世帯の所得により月額上限あり。

■申請に必要なもの ※医療開始前の申請が必要です。

①身体障害者手帳 ②指定医療機関の医師の意見書 ③申請者の収入が分かるもの（障害年金、遺族年金の証書、振り込まれている通帳等） ④保険情報のわかるもの（受給者と同じ保険に加入しているすべての方の分） ※(1)資格確認書 (2)資格情報のお知らせ (3)マイナポータルの資格情報の画面やデータを印刷したもの のいずれか ⑤マイナンバーが分かるもの（通知カード等） ⑥病院、薬局の住所・名称・電話番号が分かるもの ⑦認印

<備考>

- ・認定されれば受給者証が交付されます。受診の際に受給者証を医療機関窓口等に提示してください。
- ・治療見込み期間により有効期限が決定されます。
- ・受給者証に記載された医療機関（薬局・訪問看護事業者を含む）でのみ医療費支給が適用されます。医療機関を変更する場合には、あらかじめ変更申請が必要です。

自立支援医療（精神通院医療）

【窓口】福祉課 障がい支援係

対象 統合失調症、精神作用物による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有するもので、継続的な通院治療を要する方

自己負担 医療費の1割を自己負担していただきます。ただし世帯の所得により月額上限があり。また、一定所得以上の方は対象外になることがあります。

■申請に必要なもの

①認印 ②医師の診断書（3か月以内のもの、2年に1回提出） ③保険情報のわかるもの（受給者と同じ保険に加入しているすべての方の分） ※(1)資格確認書 (2)資格情報のお知らせ (3)マイナポータルの資格情報の画面やデータを印刷したもの のいずれか ④申請者の収入が分かるもの（障害年金、遺族年金の証書、振り込まれている通帳等） ⑤マイナンバーが分かるもの（通知カード等） ⑥病院と薬局の住所・名称・電話番号が分かるもの ⑦身分証明証 ⑧自立支援医療受給者証※更新の方のみ ※必要なものが人によって変わりますので、分からない点はお問い合わせください。

<備考>

- ・認定されれば受給者証が交付されます。受診の際に受給者証を医療機関窓口等に提示してください。
- ・有効期限は1年間。再認定を受ける場合は、有効期限の3ヶ月前から申請できます。
- ・受給者証に記載された医療機関（薬局・訪問看護事業者を含む）でのみ医療費支給が適用されます。医療機関を変更する場合には、あらかじめ変更申請が必要です。

重度障害者（児）医療費助成

【窓口】福祉課 障がい支援係

病院などで受診した場合、保険診療分医療費、薬剤費を助成します。

対象 身体障害者手帳1級・2級、身体障害者手帳3級（内部障害のみ）、療育手帳A、特別児童扶養手当1級、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの方 ※ただし所得制限があります

助成 医療機関に支払った金額から高額療養費、附加給付金を差し引いた金額を助成します。ただし、1医療機関につき1か月500円は自己負担です。

■申請に必要なもの

①加入医療保険情報のわかるもの（ア.資格確認書 イ.資格情報のお知らせ ウ.マイナポータルの資格情報の画面やデータを印刷したもの のいずれか） ②障害者手帳 ③振込先の通帳（対象者の本人名義） ④マイナンバーがわかるもの ※1月2日以降に転入した方及び社会保険加入の場合で、被保険者（扶養義務者）が市外に移住している場合のみ

<備考>

- ・受診の際に受給者証を医療機関窓口提示し、医療保険の自己負担分をお支払いください。受診から3～4か月以降に助成金額を指定口座に振り込みます。高額療養費、附加給付金が発生する場合は、支給が遅れる場合があります。
- ・静岡県外の医療機関を受診した場合は、領収書等を窓口にお持ちいただき申請してください。
- ・毎年9月に更新判定があります。

精神障害者（児）医療費助成

【窓口】福祉課 障がい支援係

こころの病を持つ方が医療機関に入院した場合に、医療費の一部を市が助成します。

対象 以下のいずれかに該当する方

(1)精神障害者保健福祉手帳2または3級をお持ちの方

※精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方で、重度障害者（児）医療助成の対象外の方は、対象となります。

(2)自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方

(3)精神疾患であることの医師の診断書を提出した方

※ただし、以下の医療費助成制度を受けることができる方は、制度の対象者とはなりません。

○生活保護法 ○重度障害者医療費助成制度 ○母子家庭等医療費助成制度 ○子ども医療費助成制度

助成 月額20,000円を限度として、保険適用自己負担額の2分の1を助成します。

（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成）

■申請に必要なもの ※診療を受けた月から1年以内の申請が必要です。

①認印 ②医療機関の領収書 ③振込先の通帳(対象者の本人名義) ④保険情報のわかるもの ※(1)有効期間中の健康保険証 (2)資格確認書 (3)資格情報のお知らせ (4)マイナポータルの資格情報の画面やデータを印刷したもの のいずれか。 ⑤精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証、医師の診断書(精神疾患であること) のいずれか

※必要に応じて付加給付に関する証明書

3. 手当・扶助費

特別障害者手当・障害児福祉手当

【窓口】福祉課 障がい支援係

（１）特別障害者手当

対象 身体・知的又は精神に重度の障がい有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の在宅重度障がい者の方

手当 月額 30,450 円（令和 8 年 4 月改定）

支給 年 4 回（5 月・8 月・11 月・2 月）

支給制限 社会福祉施設に入所しているとき、一般の病院に 3 カ月を超えて入院しているとき、一定の額を超える所得があるときは、支給できないことがあります。

（２）障害児福祉手当

対象 身体・知的又は精神に障がい有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする 20 歳未満の在宅重度障がい児の方

手当 月額 16,560 円（令和 8 年 4 月改定）

支給 年 4 回（5 月・8 月・11 月・2 月）

支給制限 障がいを理由とした年金を受けているとき、社会福祉施設に入所しているとき、一定の額を超える所得があるときは、支給できないことがあります。

■申請に必要なもの

①障害者手帳 ※お持ちの方のみ ②振込先の通帳（対象者の本人名義） ③所定の診断書（様式は窓口にあります） ④年金証書及び年金の振り込まれている通帳 ※支給されている方のみ ⑤マイナンバーが分かるもの（通知カード等） ⑥認印

特別児童扶養手当

【窓口】福祉課 障がい支援係

対象 身体、知的または精神に中度以上の障がいをお持ちの 20 歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母に代わり児童を養育している方

手当 1 級（重度障害児） 月額 58,450 円

2 級（中度障害児） 月額 38,930 円（令和 8 年 4 月改定）

支給 年 3 回（4 月・8 月・11 月）

支給制限 児童が障がいを理由とした年金を受けているとき、児童や監護している父もしくは母、または養育者が日本国内に住所を有しないとき、一定の額を超える所得があるときは、支給できないことがあります。

■申請に必要なもの ※②～④の様式は窓口にあります

①請求者及び対象児童の記載されている戸籍謄本 ②所定の診断書（身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの場合は、診断書を省略できる場合があります） ③振込先口座申出書（金融機関で証明を受ける必要があります） ④特別児童扶養手当認定請求書 ⑤対象児童、請求者とその配偶者、扶養義務者のマイナンバーが分かるもの（通知カード等） ⑥認印

※その他、場合により必要となる書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

各種扶助費

【窓口】福祉課 社会福祉係

ねたきり者（児）介護扶助費

対象 身体障害者手帳 1 級に該当するねたきり者(児) または要介護 3 以上の認定を受けている方を、在宅で 6 か月以上介護している方

手当 年額 60,000 円

支給 年 2 回（9 月・3 月）、指定口座に年額を 2 回に分けて振込

※被介護者が死亡・施設入所された場合には、事由が発生した月までの月割り支給となります。

※この他に「交通・労務災害遺児扶助費」「認知症高齢者介護扶助費」があります。重複して受給することはできません。

※生活保護を受給している方は申請できません。

※身体障害者手帳 1 級または要介護 3 の認定を受けている方は「寝たきり状態判定表」で合計点が 20 点以下であることが条件となります。

＜申請について＞

御前崎市福祉課へ直接申請していただきます。

申請後、審査を行い、支給を決定します。

申請時期 毎年 5 月頃

※ねたきり者（児）介護扶助費については随時申請が可能ですが、その際は申請月からの月割りでの支給になります。

基準 ・支給月の初日において支給要件を引続き満たしていることが必要です。

4. 障害福祉サービス

【窓口】福祉課 障がい支援係

障害福祉サービスは、日常生活に必要な介護の支援を受ける「介護給付」、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」に大分されます。それぞれ利用の際の条件や手続きが異なります。

また、障がい児は児童福祉法に基づく「障害児通所支援」のサービスも利用することができます。

※介護保険のサービスを利用できる場合は、そちらを優先して利用してください。

■サービスの種類

障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）

		サービス名称	内容
介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）㊦㊧	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
		重度訪問介護 ㊦	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
		同行援護 ㊦㊧	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
		行動援護 ㊦㊧	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
		重度障害者等包括支援 ㊦㊧	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	日中活動	短期入所（ショートステイ）㊦㊧	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
		療養介護 ㊦	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います
		生活介護 ㊦	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援） ㊦	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	訓練・就労	自立訓練（生活訓練・機能訓練） ㊦	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
		就労選択支援 ㊦	就労を希望する人に、短期間の生産活動を通じて、就労に関する知識能力、適性、意向に合った選択の支援を行います
		就労移行支援 ㊦	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型） ㊦	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		就労定着支援 ㊦	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います
	居住	自立生活援助 ㊦	一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います
		共同生活援助（グループホーム） ㊦	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します

※表中の㊦＝障がい者、㊧＝障がい児がそれぞれ利用できるサービスです。

障がい児を対象としたサービス（障害児通所支援）

サービス名称	内容	対象
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等	療育が必要な未就学児
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中における、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等	療育が必要な就学児（原則18歳まで）
保育所等訪問支援	保育所等の訪問により、集団生活の適応のための専門的な支援の提供	集団生活を営む施設（保育所や小学校等）に通う児童
居宅訪問型児童発達支援	居宅訪問による、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等	外出が困難な児童

■手続きの流れ

1. 市または相談支援事業所（P.3）へ、相談・申請

利用したいサービスについて相談します。サービスが決まれば市に支給申請書を提出します。



2. 利用計画案の作成依頼 → 面接（アセスメント） → 計画案の作成

相談支援事業所に、サービス等利用計画案（また障害児支援利用計画案）の作成を依頼します。
依頼を受けた相談支援事業所が、日常生活の概況や利用の意向などを面接で確認し、計画案を作成します。作成された計画案を確認し、問題がなければ、相談支援事業所を通じ市に提出します。
※本人・家族等が「セルフプラン」を作成することも可能です。



3. 障がいや生活の状況等について聞き取り調査

※介護給付の場合は、障害認定区分審査会で障害支援区分（区分1～6）の認定が必要



4. サービスの種類や支給量などを決定、支給決定通知書や受給者証を交付

受給者証には、利用者負担上限月額などが記載されています。



5. 利用したい事業所と契約し、サービスの利用開始



6. 定期的なモニタリング調査

サービス内容が適切かどうか定期的に調査（モニタリング）を行います。またサービスの終了時期には、再度利用計画案を作成し、利用の更新を行います。

5. 日常生活の支援

補装具費の支給

【窓口】福祉課 障がい支援係

身体の不自由な部分を補い日常生活を容易にするために補装具の購入・修理・借受にかかる費用の支給を行っています。

対象 身体障害者手帳をお持ちの方で、手帳の障がいに関わる補装具の購入または修理・借受が必要な方。また難病認定されている方で、該当される方。

自己負担 原則 1 割が自己負担。世帯所得に応じて負担上限月額があり。

補装具の種類

視覚	義眼・眼鏡・盲人安全つえ
聴覚	補聴器
肢体不自由	義手・義足・装具・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ（一本つえ除く）・座位保持装置 ※児童のみ：座位保持いす、起立保持具・頭部保持具・排便補助具など
内部(心臓、呼吸)	歩行器、車いす、電動車いす

■申請に必要なもの ※購入・修理前の申請が必要です。(購入・修理・借受後の申請は対象になりません)
①身体障害者手帳 ②指定医療機関医師の意見書 ③購入する補装具の見積書 ④マイナンバーが分かるもの（通知カード等） ⑤所得証明書 ※1月2日以降に転入した方のみ必要 ⑥認印

軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の助成

【窓口】福祉課 障がい支援係

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度及び中等度の難聴児の言語の習得と健全な発達を支援することを目的とし、補聴器購入費等の一部を助成します。

対象 次のすべての条件を満たしている方

- (1)御前崎市内に住所を有している18歳未満の児童
- (2)両耳の聴力レベルが概ね30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象にならない方
- (3)指定医師の判断で補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると認められた方
- (4)労働者災害補償保険法その他の法令に基づき、当該補聴器購入費等の助成を受けていない方
- (5)市民税所得割額が46万円以上の方がいない世帯に属している方

助成 基準価格の範囲内で、購入価格の3分の2の金額を助成。

- 基準価格（主なもの） 軽度・中等度難聴用 ポケット型：44,000円
軽度・中等度難聴用 耳かけ型：46,400円

静岡県内の精密聴力検査機関 ※以下の病院で医師意見書を作成してもらってください
沼津市立病院、静岡県立総合病院、聖隷浜松病院、浜松医科大学医学部附属病院

■申請に必要なもの ※購入前の申請が必要です。(購入後の申請は対象になりません。)
①難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書 ②医師の意見書 ③購入する補聴器の見積書 ④認印

※事前にご相談ください※

日常生活用具の給付

【窓口】福祉課 障がい支援係

在宅の重度障がいがある方に対し、日常生活の便宜を図るための用具の給付を行います。また、段差解消・手すりの取付など、住環境の改善を行うための住宅改修費を給付します。

対象 身体・知的に障がいがある方、または難病認定されている方で、用具を必要とする方。

※用具の種類ごとの支給基準を満たす必要があります。

※入院や施設入所している方は除く。ただし、退院・退所予定の方、または給付を受けることにより退院・退所が可能になる方は対象。

自己負担 支給対象品目ごとの基準額の範囲内で、原則1割が自己負担。

世帯所得に応じて負担上限月額があり。

備考 介護認定を受けている方は、介護保険のサービス（福祉用具の給付等）が優先されます。

日常生活用具の種類（一例）

肢体不自由	紙おむつ、特殊便器、特殊寝台、入浴補助用具など
視覚	視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器など
聴覚・言語	聴覚障がい者用屋内信号装置、聴覚障がい者用通信装置など
腎臓	透析液加温器
呼吸器	ネブライザー、電気式たん吸引器など
直腸・ぼうこう	ストマ用装具
知的	特殊マット、頭部保護帽など

※それぞれ耐用年数が定められています。買い替える場合は耐用年数を経過してからの再給付になります。

■申請に必要なもの ※購入前の申請が必要です。

①身体障害者手帳または療育手帳 ※難病の方以外 ②購入する用具の見積書 ③購入する用具の詳細がわかるカタログ等のコピー

<用具の給付の受け方>

支給決定すれば、「給付決定通知書」、「給付券」を交付します。業者へ「給付券」を提出し、用具の給付を受けてください。その際に決定通知書に記載の自己負担額をお支払いください。

小児慢性特定疾病をお持ちの方の在宅での生活支援を目的とし、必要な用具を購入する際の費用を助成する事業です。

対象 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、医師から在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると判断された方。ただし、頭部保護帽、ストーマ装具（消化器系・尿路系）の給付を希望される方については、入院中又は施設入所中の方も給付対象となります。

自己負担 世帯の所得状況に応じて異なります。

日常生活用具の種類 特殊寝台、入浴補助用具、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器 など
上記は一例です。詳しくはお問い合わせいただくか、御前崎市のホームページをご覧ください。

■申請に必要なもの ※購入前の申請が必要です。

- ①小児慢性特定疾病受給者証 ②診断書（様式は窓口にあります） ③購入する用具の見積書
④購入する用具の詳細がわかるカタログ等のコピー ⑤課税証明書（1月2日以降に転入した場合のみ必要） ⑥認印

<用具の給付の受け方>

支給決定すれば、「給付決定通知書」、「給付券」を交付します。業者へ「給付券」を提出し、用具の給付を受けてください。その際に決定通知書に記載の自己負担額をお支払いください。

住宅改造費の助成

身体障がいのある人が日常生活を容易にするために、住宅を改造する場合、費用の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳をお持ちで、視覚・下肢・体幹機能の障害の程度が1～2級の方
※前年分の所得税額150万円以下の世帯の方

助成

前年の世帯所得税額	助成額	上限
12万円以下	対象経費の3/4	75万円
12万～150万円以下	対象経費の1/2	50万円

備考 介護保険の住宅改修費、日常生活用具の住宅改修費（P.13）が受けられる方は、そちらを優先して受けていただきます。

■申請に必要なもの ※工事前の申請が必要です

- ①身体障害者手帳 ②対象経費の見積もり ③平面図及び改造部分の写真 ④認印

障害をお持ちの方の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族等の就労支援及び一時的な休息を目的とする制度です。

- 対象**
- ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者
 - ・知的障害者福祉法にいう知的障害者
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者（発達障害者を含む）
 - ・難病患者
 - ・児童福祉法に規定する障害児
- ※障害支援区分の認定が必要です。

自己負担 利用料の 5%（障害支援区分及び利用時間により利用料が異なります）

備考 市が委託した事業所が日中一時支援を行います。市へ申請後、利用登録の決定が出ましたら、御本人と事業所の間で契約を結ぶ必要があります。

身体障害者デイサービス事業

【窓口】福祉課 障がい支援係

在宅の身体障害をお持ちの方に対し、入浴サービス、食事サービス、生活指導等を実施します。

- 対象** 身体障害者あるいは身体が虚弱のため日常生活を営むのに支障があると認められる方（現に疾病中、負傷により治療中又は伝染性疾患であると認められる方を除く）
- ※障害支援区分の認定が必要です。

費用 1,000 円／回

備考 介護保険サービスや障害福祉サービスの利用ができる方は、これらを優先して利用していただきます。

■申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳 ②認印

身体障害者訪問入浴サービス

【窓口】福祉課 障がい支援係

家庭において入浴することが困難な在宅の身体障害者に対し、訪問入浴車を派遣して入浴の機会を提供します。入浴の介助、血圧、脈拍及び体温の測定、健康相談等を行います。

対象 肢体不自由 2 級以上の者であって、家庭において入浴が困難な者

費用 6 2 0 円／回 ※週に 2 回まで

■申請に必要なもの ※①の様式は窓口にあります

- ①健康診断書 ②身体障害者手帳 ③認印

難病患者等に対し滞在型の訪問看護、学校における活動に際して医療的ケアを行うことで、介護に従事している方にリフレッシュする機会を与え、介護負担の軽減を図る制度です。

対象 【在宅支援事業】 在宅で人工呼吸器を使用している、または気管切開で頻繁に吸引を必要とする難病患者の方

【就学支援事業】 小・中学校又は義務教育段階の特別支援学校への登下校時・在校時に医療的ケアを必要とする児童生徒

費用 利用する時間で負担額はかわります。

※事前申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

介護機器（車イス）貸与事業

【窓口】御前崎市社会福祉協議会 TEL：0548-63-5294

一時的に車イスが必要な方に対し、貸し出しを行います（1か月以内）。更新可。

対象 一時的に日常生活を営むのに支障がある方 ※介護保険認定外の方

費用 無料

※申請については、社会福祉協議会にお問い合わせください。

“赤い羽根”ささえあいサポーター事業

【窓口】御前崎市社会福祉協議会 TEL：0548-63-5294

登録制の地域住民同士の助け合い活動です。家事やお庭のお手入れなど、一人では大変な日常生活上のちょっとした困りごとをささえあいサポーターがお手伝いします。

※ささえあいサポーター：ささえあいサポーター養成講座を受講し、社協に登録したボランティア

対象 障がい者や高齢者、また病気療養中の方や、産前産後の方など

費用 入会費：1,000円

サービス利用券（1シート1,300円：200円×5枚＋事務手数料300円）を事前購入。

サービス内容（一例） ※1回1時間以内

ゴミ出し	1回200円
片付け・掃除・ゴミの分別 ※自宅のみ	20分200円
軽微な修繕や電球交換	20分200円
お庭の手入れ ※自宅のみ（草取り・除草剤散布・植木の刈り込み）	20分200円
洗濯物干し・取り込み、布団干し・取り込み	20分200円
買い物代行（市内のみ）	20分200円 ＋買い物代金
お話相手・お散歩付き添い	20分200円

※利用については、社会福祉協議会にお問合せください。

6. 外出・交通手段の援助

心身障害者（児）福祉施設通所者通所費助成

【窓口】福祉課 障がい支援係

作業所等に通所している方に対して、交通費の一部を助成します。

対象 福祉施設に通所している障がいのある方

※自家用車、有償の送迎、バス等の燃料費・運賃がかかる方法で、通所日数が月 10 日以上ある場合が対象

助成 ○自家用車（家族の運転でも可能）の場合

片道 5 Km 未満 : 1, 5 0 0 円/月 片道 1 0 Km 未満 : 2, 0 0 0 円/月

片道 1 0 km 以上 : 2, 5 0 0 円/月

○施設の送迎車・バス・電車などの場合

1 か月にかかった額の 1 / 2 ※ただし上限 5, 0 0 0 円

支給 受付月の翌月 18 日に指定口座に振込（18 日が土日祝にあたる場合変動あり）

備考 複数の交通手段を利用している場合、一番日数の多いものが対象になります。

■申請に必要なもの

①通所（園）実績証明書 ※通所している事業所で発行。施設送迎車の場合、領収書も必要。

②認印 ③振込先の通帳

有料道路における障害者割引制度

【窓口】福祉課 障がい支援係

通勤・通学・通院等の日常生活で、有料道路を利用する障がいのある方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するための制度です。ETC 登録希望者のみ事前に割引を受ける自動車（1 人 1 台）を登録する必要があります。

対象 ○本人が運転の場合 …身体障害者手帳をお持ちの方

○介護者が運転の場合…身体障害者手帳の旅客運賃減額が第 1 種の方または療育手帳 A の方（障がい者本人が同乗されている場合のみ割引が適用）

有効期限 新規・変更の場合、申請日から 2 回目の誕生日まで

更新の場合、3 回目の誕生日まで（更新は 2 か月前から可能です）

■申請に必要なもの ※②④⑤は ETC 登録希望者のみ

①身体障害者手帳または療育手帳 ②自動車検査証及び自動車検査証記録事項 ③運転免許証 ※障がい者本人が運転する場合※1 ④ETC カード（障がい者本人名義※2） ⑤ETC 車載器の管理番号が確認できるもの（ETC 車載器セットアップ申込書、証明書）

※1.運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）の提示も可能です。

マイナ免許証の場合は、マイナポータルまたは「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショットまたは印刷も可）を提示してください。

※2.20歳未満で本人以外の方の運転による割引を受け、かつ本人が運転しての割引を受けない場合に限り、親権者または後見人名義のETCカードも対象となります。

移動支援事業

【窓口】福祉課 障がい支援係

障がい等を理由に屋外での移動が困難な方へ、外出のための支援を行います。

- 対象** ・身体障害者手帳をお持ちで、重度の下肢機能障害の方。（難病患者を含む）
ただし、「重度訪問介護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」の支給決定を受けた方を除く。
・療育手帳をお持ちの方
ただし、「行動援護」の支給決定を受けた方を除く。
・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
ただし、「行動援護」の支給決定を受けた方を除く。
・児童福祉法に規定する障害児

自己負担 利用料の5%（身体介護の有無及び利用時間により利用料が異なります）

備考 市が委託した事業所が移動支援を行います。市へ申請後、利用登録の決定が出ましたら、御本人と事業所の間で契約を結ぶ必要があります。

自動車免許取得費の助成

【窓口】福祉課 障がい支援係

就職など社会活動に参加しやすくなるよう自動車の運転免許を取得した場合、費用の一部を助成します。

- 対象** 満18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方 ※本人、扶養義務者の前年所得税額が12万円以下
助成 指定自動車教習所に支払った額の1/2 ※上限10万円

- 申請に必要なもの ※免許取得の4か月以内の申請が必要です。
①運転免許証 ②認印 ③免許取得費の領収書の写し ④身体障害者手帳

自動車改造費の助成

【窓口】福祉課 障がい支援係

就職などにともない、自動車を改造する場合、費用の一部を助成します。

- 対象** 満18歳以上で、身体障害者手帳1級・2級に該当する肢体不自由の方
※就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操行・駆動装置等の一部を改造する必要がある方
※本人、配偶者、扶養義務者の所得が特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令に規定する額を超えない方
助成 自動車の改造にかかった費用 ※上限10万円

■申請に必要なもの ※改造費の支払い後の4か月以内の申請が必要です

①運転免許証 ②認印 ③収入の分かる書類（年金証書の写し、その他公的年金などの収入金額を証する書類） ④改造仕様書の写し ⑤自動車改造費の領収書及び明細書の写し ⑥車検証 ⑦身体障害者手帳

介助用自動車購入等の助成

【窓口】福祉課 社会福祉係

車イス等を使用する在宅の重度障がい者（児）やねたきり高齢者等が利用するリフト付き車両等の購入や改造に係る費用の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳1～2級で下肢または体幹機能障害により、移動に際し車イス等を利用している方。要介護認定の要介護3～5の方で移動に際し車イス等を利用している方。

※世帯の主たる生計維持者の前年の所得が当該年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

助成 対象経費の10/10を助成 ※上限10万円

※対象経費…改造のない同型自動車購入費との差額または改造にかかる経費

■申請に必要なもの ※購入・改造前の申請が必要です ※①は窓口にあります

①介助用自動車購入等助成金交付申請書 ②事業計画書 ③改造のない同型自動車購入費との差額が分かる書類（見積書等）または改造にかかる見積書 ④身体障害者手帳または介護保険証 ⑤カタログ（新車購入の場合）

福祉タクシー助成券の交付

【窓口】福祉課 社会福祉係

障がいをお持ちの方や高齢者を対象に、タクシー料金の割引が受けられる福祉タクシー助成券を交付します。

対象 以下のいずれかに該当する方

(1)身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(2)75歳以上の方 (3)介護認定において要介護また要支援と認定された方

※ただし、自動車運転免許を持っている方、福祉施設に入所している方、市税等に滞納がある方は対象外

内容 1枚500円の割引乗車券を年間最大20枚交付

1乗車につき3枚まで利用可能

有効期限 交付された年度の3月31日まで

■申請に必要なもの

①身分証明書（マイナンバーカード、障害者手帳など）

※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書も必要

<備考>

交付枚数は申請した月によって変わります。(4～6月：20枚、7～9月：15枚、10～12月：10枚、1～3月：5枚)

年度の途中で対象者になった場合(障害者手帳を取得した、免許を返納した等)、対象となった時点から申請できます。

交通機関の運賃割引

【窓口】各交通会社へご確認ください

障害者手帳を所持している方が、交通機関(バス・鉄道・航空機等)を利用する際に、手帳を提示することにより、料金の割引を受けることができます。詳しくは各交通会社へお問い合わせください。

重度心身障害者(児)タクシー料金の助成

【窓口】福祉課 障がい支援係

病気治療や機能訓練を受けるためにタクシーを利用した場合、料金の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方

助成 乗車料金の1/2を助成 ※上限1万円/月

■申請に必要なもの ※利用した月から4か月以内に申請が必要

①通院した医療機関等の領収書 ②タクシーの領収書 ③振込先の通帳 ④障害者手帳

静岡県ゆずりあい駐車場 利用証の交付

【窓口】福祉課 社会福祉係

歩行が困難な方に対し、車イスマークの駐車場を利用しやすくなるよう、利用証を交付します。

対象 身体障害者手帳(種別・等級による)、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級または難病患者、小児慢性特定疾病患者、高齢者(要介護1以上)、妊産婦(妊娠7か月～産後12か月まで)で、歩行が困難な方もしくは医師の診断書により駐車場の利用が必要であると認められる者(最長6か月間)

■申請に必要なもの ※以下のうち、該当するものをお持ちください

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険証、特定疾病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、母子健康手帳、医師の診断書

駐車禁止除外標章の交付

【窓口】菊川警察署交通1課 TEL: 0537-36-0110(代表)

身体障がいなどを理由として歩行困難な人が車を利用する場合、「駐車禁止除外指定車標章」を掲出することにより、駐車禁止区域の対象から除外されます。管轄の警察署で交付を受けることができます。

対象 身体障害者手帳（障害の種別・等級による）、小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症）、療育手帳
A、戦傷病者手帳（障害の種別・等級による）、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかを持っている
て、歩行が困難な方

※詳しくは、管轄の菊川警察署までお問い合わせください。

福祉車両の貸し出し

【窓口】御前崎市社会福祉協議会 TEL：0548-63-5294

施設や病院への送迎（入退所）や、福祉団体・障がい者団体が主催する行事へ参加する際に、車イスのまま乗降ができる福祉車両の貸し出しを行っています。（車両を運転する方が必要です。）

対象 市内在住の方および団体で、車イスを使わなければ移動が困難な方

費用 走行距離によってかわります。※10 kmまで 100 円、その後 10 kmを超えるごとに 100 円ずつ加算。

※申請については、社会福祉協議会にお問い合わせください。

7. 手話通訳・要約筆記奉仕員の派遣

手話通訳者の派遣

【窓口】福祉課 障がい支援係

聴覚に障がいがある方が、健聴の方とのコミュニケーションを円滑にするために、通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣します。

対象 聴覚障がい者、団体、聴覚障がい者とコミュニケーションを図る必要のある方

費用 無料

■申請に必要なもの ※窓口・HP にあり ※2週間前までに申請

○手話通訳者派遣申込書 ※FAX での申請も可能（福祉課障がい支援係 FAX：0537-85-1144）

要約筆記奉仕員の派遣

【窓口】福祉課 障がい支援係

聴覚・音声言語機能に障がいがある方の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図るために、要約筆記奉仕員を派遣します。

対象 聴覚障がい者、団体、聴覚障がい者とコミュニケーションを図る必要のある方

費用 無料

■申請に必要なもの ※2週間前までに申請

○要約筆記者派遣申込書

手話奉仕員養成講座

【窓口】福祉課 障がい支援係

手話を通じて聴覚に障がいがある方への理解を深めるため、手話奉仕員を養成します。2年を通して、講座（全40）・講義（全3回）を実施します。

対象 市内在住・在勤の15歳以上の方 定員10名

費用 講座の受講は無料ですが、テキスト代と動画視聴料（クラウド料2年分）がかかります。

※ 令和8年度の募集はありません。

8. 年金・税の減免・割引など

障害年金

【窓口】市民課 国保年金室 Tel : 0537-85-1171 掛川年金事務所 Tel : 0537-21-5524

病気やケガによって一定の障がいの状態になった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができます。病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

特別障害者給付金

【窓口】市民課 国保年金室 Tel : 0537-85-1171 掛川年金事務所 Tel : 0537-21-5524

国民年金に任意加入していなかった事により、障害年金などを受給できない障害者を対象とした制度です。手続きは市役所市民課で行いますが、障害認定などの審査や支給事務は日本年金機構が行います。

各種税の減免など

【窓口】税により異なります

所得税・市県民税

本人、配偶者、扶養親族が障がい者である場合、控除が受けられます。控除額は障がいの程度、所得により異なります。

問合せ 所得税…掛川税務署 Tel : 0537-22-5141 市県民税…税務課 Tel : 0537-85-1114

自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）

障がいのある方等のために専ら使用する自動車または軽自動車等で、県または市の定める基準に該当する場合には、申請により減免が受けられます。減免は、障がいのある方等1人につき、1台に限ります。

問合せ 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）…磐田財務事務所 Tel : 0538-37-2211
軽自動車税（種別割）…税務課 Tel : 0537-85-1114

相続税

問合せ 掛川税務署 Tel : 0537-22-5141

個人事業税

あんま・マッサージ・はり・きゅう等の事業については、両眼の視力を喪失した者及び両眼の視力が0.06以下の視力障害のある者が行う場合は非課税です。

問合せ 磐田財務事務所 Tel : 0538-37-2206

障がいがある方などの援助措置の一つとして、放送受信料を減免します。免除を受ける場合は、市窓口で手続きが必要です。

対象者（条件）と減免額

○生活保護世帯 ○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者の交付を受けている人が属する市民税非課税世帯 ○社会福祉事業施設入所者	全額免除
○視覚・聴覚障害者が世帯主 ○身体障害者手帳（１級・２級）の人が世帯主 ○療育手帳 A の人が世帯主 ○精神保健福祉手帳 １級の人が世帯主 ○戦傷病者手帳（特別項症～第一款症）の人が世帯主	半額免除

■申請に必要なもの

①各種手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、戦傷病者手帳） ②印鑑

電話番号案内の無料利用（NTT ふれあい案内）

【窓口】NTT：0120-104-174

電話帳の利用が困難な方が対象で、申請により NTT 電話番号案内（１０４番）を無料で利用できます。

対象 視覚障害 １～６級、肢体不自由 １～２級（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）、聴覚障害 ２～４級・６級、音声機能・言語機能またはそしゃく機能障害 ３～４級、戦傷病者手帳（障害種別・区分による）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

申込 NTT ふれあい案内登録窓口 フリーダイヤル 0120-104-174(平日・午前 9 時～午後 5 時)

後期高齢者医療制度の障害認定

【窓口】市民課 国保年金室 Tel：0537-85-1171

65～74歳で一定の障がいの状態にある方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

対象 身体障害者手帳 １～３級及び４級の一部、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 １～２級、障害年金 １～２級のいずれかをお持ちの方

9. 各種相談・成年後見人について

障がい者の差別に関する相談

【窓口】福祉課 障がい支援係

障がいを理由とする差別をなくすために「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月に施行されました。国や市町といった行政機関や会社やお店などの民間事業所での「不当な差別的扱い」と「合理的配慮の不提供」をなくし、すべての国民が障がいのあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をつくるための法律です。

○不当な差別的扱いとは

正当な理由がないのに、障がいがあるということでサービスの提供を拒否したり、制限や条件をつけたりする行為をいいます。行政・民間ともに法律で禁止されています。

○合理的配慮とは

障がいのある人から何らかの助けを求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮をすることです。行政・事業者は法的義務と定められています。

障がいのことで差別され困ったことがありましたら、福祉課障がい支援係まで、ご相談ください。

成年後見制度

【窓口】福祉課 障がい支援係

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が不十分な人が、経済的な不利益を受けないように成年後見人などの支援者が法律行為を支援する制度です。預貯金など財産管理や、医療介護等の手続きの支援を行います。詳細やご利用方法などについてはお問い合わせください。

民生委員・児童委員、主任児童委員

【窓口】福祉課 社会福祉係

民生委員は、厚生労働大臣より委嘱され、地域で生活にお困りの人をはじめとして、子ども、高齢者、障がいのある人、母子家庭の人などの相談に応じたり、地域福祉活動の推進、さらには関係行政機関との協力などの幅広い活動をしています。※浜岡地区 41 人、御前崎地区 22 人
お住いの地区の民生委員につきましては、福祉課社会福祉係までお問い合わせください。

身体障害者相談員

【窓口】福祉課 障がい支援係

身体障害者相談員は、御前崎市長が任命します。地域で障がいを持つご家族、ご本人からの相談に応じます。相談内容により、必要であれば市町の関係機関の紹介を行います。障がいに関する事で相談のご希望がありましたら、福祉課障がい支援係まで障害者相談員の連絡先をお問い合わせください。

10. 災害に備える

避難行動要支援者名簿への登録

【窓口】福祉課 社会福祉係

災害時、自力で避難することが困難な方を対象に「避難行動要支援者名簿」の作成を行っています。平常時からの情報提供に同意された方については、登録情報を自主防災会、民生委員、消防署、警察など避難支援等関係者へ提供し、災害時に支援を行う体制作りに活用します。

対象 身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級、特定疾患受給者証（難病）、要介護認定 3～5 のいずれかをお持ちの方、その他民生委員が必要であると判断した方

※福祉施設入所または長期入院している方、家族等が同居しており避難支援が不要な方は除く

登録 対象の方に、毎年名簿登録に関するご案内を郵送しています。（更新含む）

登録を希望される方は、案内に沿って避難支援計画（個別計画）と同意書の提出をお願いします。

災害に備え、普段から近所や地域の方との関係作りに努めましょう。

その他の福祉課の事業

福祉課では、障がい福祉サービスの他に、次のような事業を行っています。

生活に困ったときは…

生活困窮者自立相談支援

専門の相談員が生活に困窮している方の自立を支援します。相談内容により、就労支援や家計相談支援などを実施し、生活の立て直しや社会的自立を図ります。

生活保護

生活に困窮する方に必要に応じた援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長するための国の制度です。生活保護は世帯単位で行います。世帯員全員がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提です。また、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。その上で、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されます。

窓口：福祉課 保護係

女性相談

専用ダイヤル 0537-29-8730

パートナーからの暴力（DV）・離婚・子育ての困りごとなど、家庭や職場での悩みごとの相談を受けます。

※月・水は専門の女性相談員、火・木・金は福祉課の女性職員が対応します。

※女性職員が不在の場合、男性職員による相談を希望される場合には、男性職員が対応することもあります。

人権擁護委員／特設人権相談

不当な差別、職場や学校でのいじめなど、人権についての悩みの相談に応じたり、小学校や幼保こども園等での人権教室など人権擁護の啓発活動を行っています。

特設人権相談日 年 6 回、浜岡福祉会館や御前崎ふれあい福祉センターなどみで実施

御前崎市役所 福祉課 TEL：0537-85-1121

■その他のお問い合わせ先

高齢の方の総合相談	地域包括支援センターはまおか（高齢者支援課内） TEL：0537-85-1167 地域包括支援センターおまえぎ （御前崎市役所 支所 2 階） TEL：0548-63-6857
高齢者向け事業・介護保険などに関すること	高齢者支援課 TEL：0537-85-1118
大人の予防接種・がん検診などに関すること	健康づくり課 TEL：0537-85-1123
国民健康保険・年金に関すること	市民課 TEL：0537-85-1171

御前崎市 障がい福祉ガイドブック

御前崎市役所 福祉課

〒437-1692 御前崎市池新田 5585

電話 0537-85-1121

FAX 0537-85-1144

メール fukushi@city.omaezaki.shizuoka.jp